

(書式 2 - 1)

簡易株式交換契約書

株式交換契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と△△△△株式会社（以下「乙」という）との間で、以下のとおり株式交換契約を締結する（以下「本契約」という）。

(本契約の目的)

第 1 条 甲乙は、甲を乙の完全親会社とし、乙を甲の完全子会社とするため、本契約を締結する。

(株式交換の効力発生日)

第 2 条 株式交換の効力発生日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(新株の発行及び株式の割当等)

第 3 条 甲は、株式交換に際し、新株式として普通株式〇〇〇〇〇株を発行し、株式交換の効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ）に対し、各株主が所有する乙の普通株式〇株につき甲の株式〇株を割当交付する。

(資本及び準備金の額に関する事項)

第 4 条 1 甲は、株式交換により資本の額を〇〇〇〇円増加する。

2 甲は、株式交換により準備金の額を〇〇〇〇円増加する。

(株主総会における承認等)

第5条1 乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に株主総会を招集し、本契約書の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式交換手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

2 甲は、会社法第796条第3項の規定により、株式交換契約について、甲の株主総会の承認を得ないで株式交換を行う。

(会社財産の管理等)

第6条 甲乙は、本契約締結後、株式交換の効力発生日まで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、実行する。

(株式交換条件の変更及び株式交換契約の解除)

第7条 本契約締結の日から株式交換の効力発生日までの間、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第8条 本契約は、第5条に定める乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(規定外事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、株式交換に際し必要な事項は、法令及び本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ決定する。

以上のとおり契約したので、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 \_\_\_\_\_

(乙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

△△△△株式会社

代表取締役 \_\_\_\_\_



## 解説

### (簡易株式交換)

株式交換に際し、原則として双方の会社において株主総会の承認を得る必要がある（会社法第783条第1項、第795条第1項）。しかし会社法第796条第3項所定の要件（株式交換完全子会社の株主に付与する株式交換完全親会社の株式の総額が株式交換完全親会社の純資産額の5分の1以下等）を満たせば、株式交換完全親会社において、株主総会による株式交換契約承認決議が不要となる。ただし、株主からの異議があった場合は、株主総会での承認決議を要する（同条第4項）。

### (交換対価)

会社法の制定により、株式交換において株式交換完全子会社の株主に提供すべき対価が柔軟化され、従来のように株式交換完全親会社の株式に限定されず、同社の社債、新株予約権、金銭等に拡大されるに至った（対価柔軟化、会社法第768条第2項）。

但し、会社法施行の日（平成18年5月1日）から1年を経過するまでは、この対価柔軟化は認められない（会社法附則4）。

### (第2条)

株式交換契約においては、株式交換の効力発生日を定める（会社法第768条第1項第6号）。この日に、当事会社は完全親子会社の関係となる。

### (第3条、第4条)

株式交換契約においては、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対して交付する対価の内容やその割当に関する事項を定める（会社法第768条第1項第2号、第3号）。

対価として株式交換完全親会社の株式を交付する場合は、当該株式の数またはその算定方法、資本金及び準備金の額に関する事項を定める（会社法第768条第1項第2号イ）。

(第6条)

効力発生日までの各当事会社の善管注意義務を記載することは法律上強制されていないが、第6条のような条項を株式交換契約書に盛り込んでおくのが一般的である。

